

平成16年(ワ)第16702号 損害賠償請求事件

平成17年(ワ)第10492号 損害賠償請求事件

原告 ほか123名

被告 西東京市

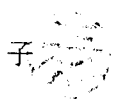
## 準備書面(11)

平成19年8月21日


東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中

被告指定代理人

鈴木 秀雄

秦 智子 


小林 勝


梶山 大輔 

大田 隆昭 

崎 森孝 

管野 照 

岡 村 保 彦 

早 川 礼 成 

被告は、本準備書面において、原告らの2007年(平成19年)7月6日付け準備書面(14)(以下、「原告準備書面(14)」という。)に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等については、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 はじめに

本件は、原告らが、西東京市長が原告らに係る住民票コードを住民票に記載した行為、本人確認情報を東京都に送信した行為及び住民票コードの抹消又は送信停止をしない行為が、原告らの人格権及びプライバシー権を侵害するものであるとして、被告に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

国家賠償法1条1項の違法とは、公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背することをいい、公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同法1条1項の違法の評価を受けるものである。ところが、西東京市長による上記各行為は、住基法7条13号、30条の5第1項等の明文の規定に基づくものであるから、西東京市長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさずに漫然と行ったとはいえないことが明らかである。したがって、西東京市長の上記各行為は、原告らの権利ないし利益を侵害するか否かという点を検討するまでもなく、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価される余地はないのである。

原告らの主張が上記のとおり失当であることは、既に提出済みの被告準備書面等で述べたとおりであり、このことは、証拠調べの結果を踏まえても何ら異なるところはないが、被告は、原告準備書面(14)に対し、念のため、必要と認める限度で反論する。

## 第2 菅野照光証人の証言によって原告らの主張が裏付けられるものではないこと (「自己情報コントロール権の保障」, 「4情報の保護について」, 「個人識別情

## 報の保護のあり方について」,「住民票コードの秘匿性」に対する反論)

原告らは、被告の職員である管野照光証人（以下「管野証人」という。）が、自己情報コントロール権の保障や本人確認情報の秘匿の必要性に関し原告らの主張に沿う証言をしているなどとして、被告の主張は管野証言によって覆されたと主張する(原告準備書面(14)3ないし6ページ)。

しかしながら、原告らが引用する同証人の証言内容は、被告の個人情報保護条例の内容や、自己情報の閲覧制限の要望に対する対応などであり、これらが、自己情報コントロール権が憲法上の権利として認められるか否か及び本人確認情報の一般的性格に関する被告の主張と何ら矛盾するものではないことは明らかである。また、そもそも、自己情報コントロール権が実体法上の権利として保護されるか否かという点及び本人確認情報にどの程度の秘匿の必要性があるかという点は、憲法等に基づく法的判断に関する問題であるから、被告の一職員である管野証人の証言内容のいかんによって結論付けられるような問題ではない。

したがって、管野証人の証言によって自らの主張が裏付けられるかのごとく述べる原告らの主張は、およそ失当である。

なお、自己情報コントロール権は実体法上の権利として保護される適格や成熟性を欠き、憲法上の権利として認めることができないこと、本人確認情報はおよそ個人の人格的自律などに関わらない客観的・外形的事項に関するものにつき、その秘匿の必要性が高いとはいえないことについては、被告準備書面(4)等において詳述したとおりである。また、自己情報コントロール権の権利性については、同種訴訟に関するさいたま地方裁判所平成19年2月16日判決(乙第30号証)も、「なるほど、高度情報社会の発展により、個人情報私的にも公的にも利用される頻度が拡大している今日、個人情報保護の見地から、プライバシー権を発展させた形での自己情報コントロール権なるものを認める必要性が高くなっていることは当裁判所も否定するものではない。しかし、

原告らのいう自己情報コントロール権なるものは、未だこれが認められる範囲、権利の内容等について不確定な要素が多く、これを直ちに憲法13条に基づく権利として認めることは困難である。」と明確に判示している（乙第30号証27ページ）。

### 第3 住基ネットにおけるデータマッチングの危険性は存在しないこと（「住民票コードのデータベース化について」に対する反論）

原告らは、住基法に住民票コードを利用してデータマッチングを行うことを禁止する規定があるとはいっても、法律上禁止されていることと実際にデータマッチングがされる危険性が生じることとは別問題である旨を主張し、管野証言によってこの主張が裏付けられたかのように主張する（原告準備書面(14)7ページ）。

しかしながら、原告らの上記主張は、あえて公務員の違法な行為等を想定し、これを前提として、住基ネットや既存住基システムからの情報流出の危険性を論じるにすぎず、目的範囲内の利用等に当たらないデータマッチングや名寄せの現実的・具体的危険性を、何ら明らかにするものではない。この点についても、被告の一職員の意見によって、結論が左右されるものではない。

この点については、同種訴訟に関する東京地方裁判所平成18年4月7日判決も、「住基ネットが利用される事務に関して行政機関が保有する個人情報を一元的に管理する主体は存在せず、かつ、特定の行政機関が自己の有する個人情報と他の行政機関が有する個人情報とを比較、検索及び結合することは認められていないのであるから、現行法制の住基ネットにおいて、原告の個人情報について名寄せ、データマッチングの危険性があるとはいえない」と明確に判断している（乙第20号証37ページ）。また、同じく横浜地方裁判所平成18年10月26日判決も、「住基ネットにおいては、住民票コードをマスターキーとして名寄せしたり、本人確認情報をそれ以外の情報とデータマッチングして情報を集約し、これを一括管理したりする主体は現実にはないということが出来る。」旨正当に判

示している(乙第31号証57ページ)。

#### **第4 住基ネットは正当な行政目的を有するものであること(「費用対効果も無視する西東京市の行政実務」に対する反論)**

原告らは、被告において付記転入や付記転出の利用が少ないことなどを指摘し、被告が住基ネットの費用対効果を考えていない旨を主張する(原告準備書面(14)10, 11ページ)。

しかしながら、原告らの住基ネットにおける費用対効果に関する主張は、そもそも本件の請求原因との関連性が不明である。

このことをおくとしても、被告準備書面(3)5ページで述べたとおり、住基ネットは、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化・合理化を図るとともに、行政手続における住民の負担軽減、住民サービスの高度化等により住民の利便を増進するための地方公共団体の共同のシステムである。すなわち、それは、各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報により全国共通の本人確認ができる仕組みを構築し、また、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うための体制を整備し、併せて住民の本人確認情報等を保護するための十分な措置を講じようとするものである。したがって、これが正当な行政目的を有するものであることは明らかである。管野証人も、住基ネットによって、住民の転出入届に係る市町村間の通知がオンライン化されるようになっており、かかる便益は金銭に評価できるものではないと述べており(管野尋問調書2ページ)、付記転出や付記転入の利用の数といった一部の数値のみをとらえて費用対効果がないとする原告らの批判は当を得ないものである。

この点については、同種訴訟に関する福島地方裁判所平成19年5月15日判決も、「本人確認情報の利用方法に照らせば、国の機関等においては、既存住基サーバによる事務処理が可能であった市町村より、行政事務の効率化は十分に期

待できる上、そもそもいかなる程度の経費や労働力を用いるかの判断は行政裁量に委ねられている」から「経費等の点によって住基ネットの目的や必要性が否定されるというものではない」と判示している(乙第32号証42ページ)。

#### **第5 行政機関による個人情報の目的外利用禁止の制度的担保が設けられていること(「適正な運用を確保するための第三者機関」に対する反論)**

原告らは、住基ネットにおいては、全体の適正な運用を確保するための第三者による監視機関が存在しない旨を主張する(原告準備書面(14)12,13ページ)。

しかしながら、住基法30条の9第1項所定の都道府県における本人確認情報の保護に関する審議会及び住基法30条の15第1項所定の指定情報処理機関における本人確認情報保護委員会が、住民の本人確認情報を保護する役割を果たしている。また、技術的基準第6-8(1)ーウ及びエ(乙第1号証13ページ)においても、都道府県知事が、本人確認情報の提供先である国の機関等における本人確認情報の管理状況について報告を求め、適切に管理するよう要請することができること、市町村長も、都道府県知事を経由して上記のような報告等を要請することができることを定めている。したがって、国の機関等が本人確認情報を不適切に扱うことを防止する制度的な担保が設けられている。

この点については、同種訴訟に関する名古屋高等裁判所金沢支部平成18年12月11日判決も、上記の審議会及び委員会を設置する旨の規定があることを指摘して、「住基法が行政機関による個人情報の目的外利用禁止の制度的担保を設けていないということとはできない」と判示している(乙第33号証43ページ)。

#### **第6 愛南町の事案は、住基ネットのセキュリティ問題とは関係がないこと(「愛南町などの住基データ流出事件が投げかける問題」に対する反論)**

原告らは、平成19年5月、愛媛県愛南町において、合併に伴う住基データの移行作業の下請け業者のパソコンがウィルスに感染し、住民票コードを含む住基

データの流出事故が生じているところ，かかる流出事故はどの自治体にも起こり得ると主張する(原告準備書面(14)13ないし15ページ)。

しかしながら，上記の愛南町の事案は，原告らも指摘するとおり，当該自治体が個別に整備しているシステムのデータ統合等のシステム開発を，愛南町から委託された事業者が，契約に反して一部再委託を行い，再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り，自宅パソコンに保存したところ，自宅パソコンからファイル交換ソフト「Winny」を介して住民の個人情報が漏洩したというものである。したがって，上記の愛南町の事案では，愛南町が使用する住基ネットを構成するコンピュータ等から情報が流出したものではなく，住基ネットのセキュリティの問題とは全く関係がない。

## 第7 結語

以上のとおり，原告らの主張はいずれも失当であることが明らかであるから，本訴請求は速やかに棄却されるべきである。